

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

司法書士 古屋奈穂美

実務対応報告公開草案第52号**「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」について****【意見】**

質問1ないし質問4に関し、権利確定条件付き有償新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)は、

報酬性があるとは考えられないため、本提案には反対する。

【理由】

本件新株予約権は、独立した第三者機関の評価に基づき、公正価値として実際の金銭の払い込みを受けて発行するものであることから、報酬性はないものと思料する。

本件新株予約権の導入企業の例をみると、一般的には持株会と同様の制度として活用されているものであり、そのような発行目的であれば「企業会計基準適用指針第17号」に合致しているものと思料する。

本件新株予約権が報酬の性格を有するものとする論理として示されている本草案17項(1)は、有償発行という本質の理解が不十分であるものと思料する。

本件新株予約権は、上場志向企業における資本政策の1つとして戦略的に活用がなされており、本件新株予約権に報酬性を認めることで利用の阻害要因となり、ひいてはベンチャー企業の育成にも支障をきたしかねないものと思料する。

本件新株予約権に報酬性を認めることは、公益社団法人日本監査役協会が公表している「監査役監査実施要領(改訂版)」において「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」という見解に照らし、会社法の観点からも疑義があるものと思料する。

本件新株予約権に報酬性を認めることは、付与対象者への課税という観点においても不整合が生じかねないものと思料する。

本件新株予約権は、株価下落により投下資本が毀損することもあり、一種の投資とも言え、損失が発生する余地のあるものを報酬と位置付けることには無理があるものと思料する。